

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）の規定に基づく児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 2 年 8 月 2 8 日付けの児童手当支給事由消滅通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は以下のことから、本件処分の違法、不当を主張し、その取消しを求めているものと解される。

児童手当の支給が私から嫁に切替わっていたが、事前の説明や連絡などなく、令和 2 年 1 2 月 2 8 日、私からの連絡で知りました。知らないうちに児童手当の支給が切替わっていた事。児童手当が支給されていない事が不服です。

何の説明もなく連絡、通知もなく児童手当の支給が私から嫁に切り替わり、支給されていない事に不服があります。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 3 年 1 2 月 2 1 日	諮問
令和 4 年 2 月 4 日	審議（第 6 4 回第 3 部会）
令和 4 年 3 月 7 日	審議（第 6 5 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 4 条 1 項 1 号によれば、児童手当の支給要件について、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。

(2) 規則 7 条 1 項によれば、児童手当の受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長に届け出なければならないとされている。

そして、規則 10 条によれば、市町村長は、児童手当の受給資格に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を児童手当の受給者に通知しなければならないとされている。

(3) 法 8 条 2 項によれば、児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされている。

そして、法 26 条 1 項によれば、児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人の場合に限る。）は、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の 6 月 1 日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならないとされている。

- (4) 「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成 24 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）第 2・1・(3)によれば、（法 4 条 1 項 1 号又は 2 号の場合）「父又は母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか三以上の者が支給要件に該当する場合の取扱いについては、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のいずれを当該児童の生計を維持する程度が高い者であるとするかについては、一般的には、家計の主宰者として、社会通念上、妥当と認められる者をもって該当者とする事となるが、その判断にあたっては、まず父母等の所得の状況を考慮すること。」とし、ただし、以下の①～③についても確認の上、諸事情を総合的に考慮して、生計を維持する程度の高い者を判断すべきであるとしている。

① 住民票上の取扱い（父母どちらが世帯主になっているか）

② 健康保険の適用状況（父母のどちらが世帯主になっているか）

③ 住民税等の扶養親族の取扱い（父母のどちらの扶養親族となっているか）

- (5) 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 29 年 7 月 19 日付府子本第 586 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。）22 条によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、法 4 条 4 項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合（2 号）は、職権に基づく処理を行うことができ

るものとされている。

(6) 「児童手当 Q & A 集」(平成 25 年 9 月 30 日付厚生労働省児童手当管理室発行) 問 2-1 によれば、「生計を維持する程度」の判断材料として優先すべき事項は、「課税情報で明確に把握でき、客観性のある所得の状況」であるとしている。

(7) なお、局長通知及びガイドラインは、いずれも地方自治法 245 条の 4 に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として作成されたものである。

2 以上を踏まえ、本件処分について検討する。

(1) 処分庁は、請求人からの本件現況届の提出を受け、請求人及び母親の所得等の状況を公簿で確認したところ、請求人の令和元年中の所得はなく、本児らを扶養親族として税法上の控除申告をしていなかった。一方、母親は同年中の所得はあったが、やはり本児らを扶養親族として税法上の控除申告をしていなかった。そこで、処分庁は、母親を、生計を維持する程度の高い者とし、受給者変更の判断を行ったものと認められる。

(2) さらに、処分庁としては、本児らが母親とともに、父親と別居して生活をしていることが現況届により確認できること、母親及び本児らの住民票が相当前から請求人の住所地である〇〇区には存在しないとのことから、上記 1・(4)の①「住民票上の取扱い(父母どちらが世帯主になっているか)」により、受給者を請求人から母親に変更する必要があることが認められる。

(3) その上で、処分庁は、(1)の生計を維持する程度の高い者について、上記 1 の(4)のとおり、世帯の状態を総合的に勘案しつつも、明確かつ客観性のある所得の状況が判断基準として優先されることが認められる。

(4) そこで、処分庁は、請求人については令和 2 年 6 月 1 日までに届け出がなかったことから、受給者はもはや請求人ではないとして取り扱い、法 8 条 2 項により、同年 5 月 31 日付けで児

童手当の支給事由が消滅しているものとして、本件処分通知書を送付したことが認められる。

- (5) そうすると、本件処分は、上記 1 の法、規則、局長通知、ガイドライン等に基づいてなされたものであり、処分庁の判断に不合理な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり主張する。しかし、本件処分が、法令等の規定に基づき適正になされたものと認められることは、上記 2 のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成